

令和4年第7回

教育委員会定例会会議録

令和4年7月5日

令和4年第7回教育委員会定例会会議録

令和4年7月5日（火）

出席者（5名）

教育長 貝ノ瀬 滋
委員 富士道 正 尋
委員 松原 拓 郎

委員 畑 谷 貴美子
委員 櫻 井 正 治

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長、調整担当部長

伊 藤 幸 寛

総務課長

宮 崎 治

学務課長

久保田 実

指導課長

長谷川 智 也

三鷹市立三鷹図書館長

大 地 好 行

指導課指導主事

稲 葉 圭 亮

教育部参事（スポーツと文化部スポーツ推進課長） 平 山 寛

事務局職員

副参事

青 木 涼 子

総合教育政策担当部長、教育政策推進室長 松 永 透

総務課施設・教育センター担当課長、教育政策推進室デジタル活用担当課長 田 島 康 義

学務課教育支援担当課長、指導課統括指導主事、指導課支援教育担当課長 星 野 正 人

指導課教育施策担当課長、統括指導主事、教育政策推進室個別最適化担当課長 齋 藤 将 之

指導課指導主事

門 田 剛 和
教育部理事（スポーツと文化部調整担当部長、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ総点検担当部長、生涯学習課長） 高 松 真 也

副参事

福 島 学

令和4年第7回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和4年7月5日（火）午後2時開議

- 日程第1 議案第22号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）について
- 日程第2 議案第23号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第3 議案第24号 三鷹市指定有形文化財の指定について
- 日程第4 教育長報告

午後 2時01分 開会

○貝ノ瀬教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年第7回の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、畑谷委員にお願いをいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第22号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）について

○貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第22号を議題といたします。

（書記朗読）

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。伊藤教育部長。

○伊藤教育部長 それでは、議案第22号 令和4年度の点検・評価（令和3年度分）についてご説明いたします。初めに報告書の1ページをお開きください。

点検・評価につきましては、2ページに参考法令を記載していますが、地教行法第26条の規定に基づきまして、教育委員会自らがその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行うこととされています。

目的といたしましては、毎年度点検・評価を行うことにより、その課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図ることであり、実施に当たっては学識経験者の知見を活用することとされています。また、報告書の市議会への提出と、市の広報等を活用した公表によりまして、市民に対する説明責任を果たすものです。

次に、3ページをお開きください。教育委員会の活動概要です。こちら、6ページまでありますけれども、後ほどお目通しをいただければと思います。

7ページをお願いいたします。点検・評価対象事業の一覧です。

令和3年度の主要事業ですけれども、記載の15事業となります。対象事業につきましては、基本方針と事業計画の中で設定をいたしまして、主要な取組については、教育委員会において適時に状況等のご報告をさせていただきながら、取組を進めたものです。なお、No.15、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、事前の目標設定が困難なため、評価を行っておりません。

事業評価につきましては、8ページ、個別評価表の見方の下に説明があります。進捗状況に対する評価はAからC、成果に対する評価はSからCで評価します。また、A評価以外の項目につきましては、その理由を取組状況等で説明することとしております。

次に、学識経験者の知見の活用です。適宜ご参照いただけるよう別冊にしています。右上に議案第22号別冊とあります。こちらをごらんください。昨年度に引き続き、嘉悦大学ビジネス創造学部副学部長の木幡敬史先生と、今年度新たにご依頼した玉川大学教師教育リサーチセンター教授の柳瀬泰先生、お二人をお願いをしております。

去る5月26日に、事務局職員との懇談会を開催しまして、意見交換を行い、点検・評価に関するご意見をいただいております。全体を通してはおおむね順調に事務事業を行わ

れたとの評価をいただいておりますけれども、改善等でご指摘をいただいた点につきましては、この後の各事業の説明の中で触れさせていただきます。適宜ご確認いただければと思います。

それでは、点検・評価事業につきまして、順次、簡潔にご説明をさせていただきます。本冊に戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展です。取組状況ですが、(1)として、11月6日にオンライン開催した三鷹教育フォーラム2021では、当日の視聴者数は延べ1,982人、アーカイブ視聴者数は8,065人となり、三鷹の取組を全国に発信することができました。

また、(4)ですけれども、令和3年度からスクール・コミュニティ推進員連絡会を月1回程度開催し、各学園の取組の情報共有を図るとともに、研修会を実施するなど、推進員による活動の展開を図りました。学校支援ボランティアの参加者数は1万5,771人で、前年度比1,299人の増となり、評価といたしましては進捗、成果ともAとしています。

そこで今後の取組・課題ですけれども、コミュニティ・スクール委員会における児童・生徒の意見の反映や新たな実施体制、地域学校協働本部となる組織の立ち上げについて実証を進め、さらなる充実を検討することなどを記載しております。

学識経験者、以下、学識と略させていただきますが、先生からは、学校支援ボランティアの継続性を高めるためには、スクール・コミュニティ推進員連絡会等がボランティア・ネットワークのハブとして機能することが求められること。また、教育フォーラムにおける学識者の助言などを今後の事業計画作成に生かしていただきたいことなど、ご指摘を受けております。

次に、11ページです。知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実です。

取組状況ですが、三鷹GIGAスクールマイスター連絡協議会及び研究開発委員会を開催するとともに、5回の模範授業を実施し、年間指導計画やタブレット端末の活用事例を取りまとめた実践事例集の作成などに取り組みました。

また、探究的な学びの授業研究を行い、コロナの影響で年度はまたぎましたが、発表会として、探究カンファレンスを開催したところです。

さらに、市学力テストの実施や、各種調査の結果分析等を行い、授業改善推進プランを作成しました。そこで進捗状況はA、成果に対する評価もAとしています。

今後の取組・課題ですが、令和4年度におきましても、市学力調査の結果分析等を行うとともに、学習用タブレット端末を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びの実現に向けた教育活動に取り組みます。また、デジタル・シティズンシップ指針、仮称ですけれども、この策定・運用を図ることとしております。

学識の先生からは、教員の指導力向上に向けた研修の重要性、児童・生徒の日々の学習においては、指導の個別化と学習の個性化という二つの視点から目的に応じた学びが計画実践されることが望ましいことなど、ご意見をいただいております。

続きまして、14ページをお願いいたします。適応支援教室A-Roomの拡充です。

取組状況ですが、一中の教室を1教室拡張するとともに、人員体制を拡充しました。令

和3年度末の正式入室者は、小学生12人、中学生43人の合計55人となりました。評価は進捗状況、成果ともにAとしています。

今後の取組・課題としては、安定した通室につながらない児童・生徒、あるいは長期欠席の児童・生徒につきまして、在籍校と連携しながら、実態や原因の把握に取り組みます。学識の先生からは、適応支援教室で得られた指導等の知見を組織全体で共有することの重要性、また、児童・生徒の心の居場所となるような実践の積み重ねに期待する旨のご意見をいただいたところです。

続きまして、16ページをお願いします。教育支援の充実です。

取組状況ですが、個別指導計画・個別の教育支援計画を作成と活用を進めるとともに、全小・中学校で「校内通級教室」の巡回指導を実施しました。令和4年度当初に、校内通級教室の指導対象となる児童・生徒は、小学校368人、中学校123人で、在籍児童・生徒の約3.8%となりました。評価は進捗状況、成果ともにAとしています。

そこで今後の取組・課題ですが、引き続き福祉・保健・医療等の関係機関と連携したスクールソーシャルワーク機能のより一層の強化を図りたいと考えております。なお、今後の取組に記載のある中原小、羽沢小の校内通級教室拠点校の設置は既に対応済みです。学識の先生からは、校内通級教室の指導対象児童・生徒数は、目標数値ではないとのご指摘もありました。また、今後は教室の確保が大きな課題になるとのご指摘もあったところです。

次に、18ページです。No.5 学校における働き方改革の推進です。

取組状況ですが、記載の方針に基づく教員の在校時間の管理や、タイムマネジメント力の向上、副校長業務支援員の7人から9人への拡充、学校における労働安全衛生管理体制の強化等に取り組みました。評価は進捗状況・成果ともAとしています。

今後の取組・課題ですが、引き続き、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進を図るとともに、中学校部活動については、在り方検討委員会を設置しておりますので、そうした中で検討を進めてまいります。

学識の先生からは、学校における労安対策の整備などで評価をいただく一方、教員の在校時間については目標が設定されていないので、適切な指標の設定に期待するとのご意見があったところです。

続きまして、20ページをお願いいたします。No.6 三鷹教育・子育て研究所の活用と個別最適化された学びの実現、スクール・コミュニティの創造に向けた取り組みの推進です。

取組状況ですけれども、市学力テストの分析と具体的な活用の検討を進めるとともに、教員向け活用ガイドの作成に着手しました。また、市内の関係団体から成るスクール・コミュニティ推進会議を設置するとともに、シャッターつきロッカーの導入など、学校3部制の実現に向けた環境整備を進めました。評価としては、進捗状況、成果ともにAとしております。

今後の取組ですが、市学力テストの結果の活用や指導方法などの調査研究を行うなど、教員の授業力向上を引き続き支援します。

また、学校3部制については、市長部局と連携した基本プランの策定や、制度設計に向けた調査研究を積極的に進めていきたいと考えております。

学識の先生からは、市学力テスト活用ガイドについて、三鷹市の分析を根拠とした活用ガイドの改善をとのご指摘がありました。また、学校3部制で、第3部の活動で生まれた文化や育った人財が一部の教育活動に寄与する、3部で育った人が1部にも活躍していただく、そのような好循環が期待されるとのコメントもありました。

続きまして、22ページをお願いいたします。No.7 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用です。

取組状況ですが、給食調理業務の委託については、令和3年4月から新たに高山小学校で、また、今年度ですけれども、令和4年4月からは三中で委託を開始しました。現在委託校は21校となっております。

市内産野菜の活用については、全市立小・中学校で「三鷹産野菜の日」を実施するとともに、補助金を活用して使用率のさらなる向上を図りました。評価は進捗状況、成果ともにAとしております。

そこで、今後の取組・課題ですけれども、給食調理業務委託化の完了に向けて、残りは第五小学校のみとなりまして、今年度、委託化の準備を進めております。また、市内産野菜のさらなる使用率の向上に向けた取組につきましても、積極的に進めていきたいと考えております。学識の先生からは、市内産野菜の活用について積極的な推進を期待すると、このようなコメントをいただいているところです。

続いて24ページをお願いします。No.8 「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と大規模改修工事等の実施です。

取組状況ですが、学校施設の大規模改修については、記載のとおり五小のI期工事と二中の設計を完了しました。したがって、評価はいずれもAとしております。

今後の取組ですけれども、「学校施設長寿命化計画（仮称）」につきましても、さきの定例会でも新都市再生ビジョンのご説明させていただきましたけれども、この中で、策定に取り組んでおります。

学識の先生からは、学校3部制の取組を含め、新都市再生の一環として学校施設の改修が位置づけられることを広く市民にも発信していくことが肝要だと、このようなご指摘をいただいたところです。

続いて、25ページ、お願いいたします。No.9 快適な学校環境の整備です。

内容としてはトイレ改修、空調設備の更新などです。いずれも国や都の補助金を活用した事業で、令和3年度は六小、北野小、四中のトイレ改修を行い、洋式化率は68.7%となりました。予定どおり事業を実施できましたので、評価はいずれもAとしております。

今後ですけれども、引き続き洋式化率の低い学校からトイレ改修に取り組むとともに、空調設備につきましても、計画的に更新を行っていききたいと考えております。

続きまして、27ページです。No.10 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用です。

取組状況、右側のページになりますけれども、4月には、児童・生徒数の増に対応する

ため、300台の学習用タブレット端末を増設しました。また、児童・生徒の欠席連絡や健康観察情報などの機能がある保護者向けアプリを導入いたしまして、学校だより等の配信も開始しております。

教員用動画教材の作成については、小・中学校教育研究会の各部会におきまして、学習の際につまずきやすいポイント等について、動画教材の作成を進めました。評価としては、進捗状況、成果ともにAとしております。

そこで、今後の取組・課題ですが、小・中学校の全普通教室に短焦点プロジェクタを設置することも含め、デジタル技術の効果的な活用の研究と成果の共有を図るとともに、令和5年度に契約期間が満了する教育ネットワークシステムの基盤の更新について、適切な準備を進めてまいります。

学識の先生からは、学習用タブレット端末が児童・生徒の主体的・探求的な学びに効果的に活用されることを期待したいというコメントでありますとか、次期教育ネットワークシステムの機能とか仕様を定義することは大変重要であると、ご指摘がありました。

続いて29ページをお願いいたします。No.11 児童・生徒数の増減への適切な対応です。

取組状況ですが、庁内の検討会議で協議・検討を行うとともに、対応の課題整備や各学校との調整を行いました。

評価については、いずれもAとしておりますけれども、今後も引き続き35人学級編制への段階的な移行、これが決まっておりますので、これに適切に対応するため、将来推計に基づき課題を抽出しつつ、適正な学習環境が確保できるよう取組を進めてまいります。

学識の先生からも、校長、CS委員会等、当事者、関係者に想定される状況をよく説明し、相談しておく必要がある。これは元高山小学校の校長の柳瀬先生でございますけれども、このような意見いただいているところです。しっかりそうした情報を共有しながら、検討を進めていきたいと考えております。

次に、30ページです。No.12 三鷹市川上郷自然の村の効率的な運営の推進です。

令和3年度については、国の緊急事態宣言の発令などにより、二度にわたり延べ219日の臨時休業を行いました。このため一般利用者は延べ2,401人にとどまりまして、経営に影響が生じたことから、指定管理者に対し、減収相当分の補填として運営支援交付金を交付しました。新型コロナウイルスの影響等はあるものの、評価としては、進捗状況、成果ともにBとしました。

次のページです。今後の取組となりますけれども、令和4年度につきましては、感染症対応ガイドラインに基づく施設運営を徹底いたしまして、利用者の拡大を目指すこととしております。

なお、今後の感染状況によりましては、令和3年度と同様の支援が必要になる可能性もあると考えているところでございます。

続いて32ページ、No.13 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進です。

取組状況の中で、数値目標に対する評価を示しています。有効登録者数以外は、対前年比で増となり、貸出点数・予約点数は目標値を超えました。

これはコロナ禍で利用を控えていた方が利用を再開したこと、また、滞在型から貸出しによる利用に変更する方が増加したことなどが原因と考えております。

評価としては、いずれもAとしておりますが、今後も感染防止対策を講じながら、利用者の拡大に取り組んでまいります。また、今年度、次のページの今後の取組状況のところになりますけれども、利用者アンケートでも意見があった祝日となる月曜日の開館、また、各分館の開館時間の延長、こうしたことを試験的に実施したいと考えております。

やはり月曜日が祝日になるとときには開けてほしいというようなご意見もやはり多くありますので、それを試験的に実施したいというものです。そこでの効果や課題を検証することとしております。

学識の先生からは、市民の多様な知的活動の場を公共スペースとして提供することも、今後の図書館の役割である。感染対策を徹底した上で滞在型ルールを見直し、積極的な利用促進に期待する、このようなご意見をいただきました。

次に、34ページですけれども、No.14 電子書籍の貸出しをはじめとする図書館サービス向上のための取り組みの推進です。

「みたか電子書籍サービス」につきまして、多様な広報媒体を活用して周知を図り、取組状況の一番下にありますけれども、電子書籍の年度末点数は1,804点、貸出点数は1万4,354点となり、いずれも前年度より増加をしております。

評価については進捗状況、成果ともにAとしていますが、今後も引き続き資料の充実を図るとともに、高齢者の方にも利用していただくための講座の実施など、周知と活用の促進を図りたいと考えております。

最後に35ページ、No.15 新型コロナウイルス感染症への対応です。

初めに学校ですが、三鷹市感染対策アドバイザーである水野泰孝医師に、五小において学校施設の点検をしていただきました。そこで幾つか記載のような指摘があったところですけれども、この改善点を全校で共有し、改善を図ったところ です。

また、感染予防や感染不安等により登校できない児童・生徒につきましては、学習用タブレット端末を活用して、健康状態や学習状況を適切に把握するよう努めるとともに、オンライン等を活用し、学習内容や課題を伝えるなど、個別に対応しました。

昨日の学校訪問でも一小で、欠席の児童がタブレット端末を使ってオンラインで授業参加しておりましたけれども、そのような対応も図りつつ、個別に対応を進めてまいります。

次に、図書館ですが、緊急事態宣言解除後は、感染予防対策を講じながら事業を継続するとともに、先ほどありました電子書籍サービスの拡充などを図っております。

そこで今後の対応ですけれども、各学校におきましては、PCR検査の支援や消毒液等の購入などの環境整備を図るとともに、現状の取組でもお話ししたような登校できない児童・生徒については、学習用タブレット端末を活用して、オンラインにより学習内容や課題を伝えるなど、適切に個別の対応を行うこととしております。

点検・評価の説明は以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。以上で提案理由の説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。富士道委員、お願いします。

○富士道委員　まず、全体的に読ませていただいて、この15、実際には14の事業に対して評価をなされたということで、しかもその評価がほとんどAがつく高評価であったということ、これはこれで大変いい、うれしいことだとは思いますが、こういう高い評価があるからこれでいいんだということではなくて、また、様々課題は課題として明確にさせていただきながら、その解決に向けて努力をしていただくということが必要かなと思っています。

ちょっと厳しい話をしますと、高評価になるというのは、頑張って評価が高いということ、もう一つは目標自体が低い、目標が低ければ誰でも到達できるわけですので、Aが並んでいるからいいということではなくて、もう1回その目標値がほんとうにこれでいいのかどうか、そういうことも今後検討していかないと、全てAでいいですよということではならない。次にどう改善していくかとなげなければいけないわけですので、全体的な感想としてはそんなふうに思いました。

続いて、個別の話をさせてください。まず、9ページ、10ページ、最初に、小・中一貫教育の充実と発展というところで、目標値として、(4)の最後の項目ですけれども、市立中学校への進学者数の割合の増加、これ80%という目標指数を出されているんですが、実際、これは10ページの(5)を見ますと、進学率は75.9、つまりこの目標値には達しなかったというようなことであるわけですね。

何に対する目標値の達成率かとちょっと分からないんですが、実際ここで言っている全体の目標値に対して、一つの目標がこれは達成できなかったとなると、これは例えば8ページにありますけれども、成果、Aというのは90から100%、Bは70から90%未満というこの基準を考えたときに、これがほんとうにAという評価でよかったのかどうかというのをまず、1点目、お聞きをいたします。

○貝ノ瀬教育長　よろしいですか。伊藤部長。

○伊藤教育部長　今、富士道委員からご指摘ありましたとおり、90%以上から100%までがAということなんですけれども、ここでの目標指標は三つありまして、単体で見ればご指摘のとおり進学率は75.9%、前年度比4.5ポイント減なんですけれども、この三つの目標をトータルで考えたときには、おおむね9割の目標は達成したであろうという考え方です。

中学校の進学率は年度によって多少差がありまして、例えば3年間の平均であるとかそういうことで見ていくのも必要なかと思うんですけれども、考え方としては、この三つあるうちの一つは確かに達成していないということです。

○富士道委員　分かりました。

○貝ノ瀬教育長　それでAというのは、ちょっといかなものかという質問なんです。

○伊藤教育部長　三つあるうちの二つは目標を上回るような達成度になっていますので、そこからすれば、全体としては9割の達成ということでいいたろうということです。

○富士道委員　という判断なんです。では、その次なんです、14ページになります。

これは、適応支援教室A-Roomの拡充というのが表題になっています。ただ、この

事業の背景・目的を見ますと、最後には学校復帰に向かえるよう支援するというセンテンスが入っているわけで、つまり、最終目標というのは児童・生徒が学校に行けるようにするというのがこれを拡充する意味だと思うんです。

その際、目標には目標指数がありまして、正式入室者数の増、つまりここに正式に申込みをして入ってきた子どもたちの数が目標指数になっています。これはこれとして私は一つの目標値ではあるのかと思いますが、先ほど冒頭申し上げましたけれども、やはり目標値を上げていくというのは大変難しいんですけれども、ここで言うと例えば学校復帰がどれだけ率として増えていったか、どれだけの子どもたちがちゃんと学校に戻れたのかというのも、これはもうすぐではなくてもいいんですが、やはり将来的にはそういう目標設定をしていかないと、何のためにこれをやっているのか。

単純に子どもたちの数が増えました、だからよしではなくて、何人そのうち復帰できた、そのパーセンテージが上がっていった。そういうような今後は学校復帰率と言いますか、そういうものもやはり目標値として設定することが必要ではないかなと、これは感想です。なぜそうしなかったのかという質問ではなくて、そういうようなことで、すべきではないのかなと思いました。

もう1点、14ページでは、取組状況の中で、「また」というところのセンテンスで、「適応支援教室の周知に課題があった」というような記述があるんですが、これは具体的にはどういう課題があったのか教えていただけますか。

○貝ノ瀬教育長 星野課長。

○星野学務課教育支援担当課長 令和2年度に、A-Roomを立ち上げたところですが、学校の先生方が、適応支援教室自体がどういうものがよく分からないということで、いろいろなチラシなどを配ってはおりますが、具体的な様子を先生方が把握できる伝え方ではなかったことが課題と捉えています。

○富士道委員 分かりました。では、その次、16ページです。

教育支援の充実というところで、これは目標が1から5まで記されていまして、最後、目標指数というのが設定されています。

一緒につけていただいた別冊の学識経験者の知見の活用というのも見させていただきましたら、木幡先生のコメント、39ページの4に「一方で」というのがありますが、私も全く同感で、ここの言っている取組の中の数値として、対象となる児童・生徒数を設定することに、ちょっと私は違和感がありました。

つまり困っている児童・生徒の早期発見という大きな目標であれば、これは一つは成り立つんでしょけれど、教育支援の充実の目標として対象となる児童・生徒数の割合を掲げることによってちょっと違和感がありまして、そういつて読んでみましたらちょうど学識経験者の木幡先生のところにもやっぱり同じところで、こういう数値を目標として示すというのはちょっとどうなのかというのは私もこれは同感といいますか、そんな感じがいたしました。これは感想です。

それから18ページになります。これは学校における働き方改革の推進という大変大きな課題でもあるわけですが、ここで一つ教えていただきたいんですが、目標の三つ目の項

目に、「年次有給休暇の取得促進」というのがまずありますが、これは実際、令和3年度の結果ですから、令和2年から令和3年度にかけて有給休暇の取得というのは増えていったものなのでしょうか。

もう1点は、その下の目標指数の一つ目の項目ですが、教員の在校等時間です。いわゆる在校時間、勤務をしている時間の適切な管理ということなのですが、これも実際、令和2年から令和3年を見ると減ってきているのかどうか、有給休暇取得率は増えているのかどうか、そして逆に在校時間は、時間としては減少しているのかどうか。これをちょっと教えてください。

○貝ノ瀬教育長 長谷川指導課長。

○長谷川指導課長 まず、有給休暇取得率についてですが、申し訳ございません。ただ今、手元に具体的な数値をもっておりませんが、働き方改革の一つとして月に1回等の目標を掲げるなど、各学校において積極的な有給休暇の取得推進を図っているところでございます。

時間外在校等時間につきましては、教員全体の平均としてはおおむね45時間を超えない月の実績はございますが、個々に目を向けますと、60時間以上の教員もおりますので、今後の課題については、働き方改革推進プランに示しているとおり、60時間の教員を減らすことを目標として設定させていただいております。

以上です。

○富士道委員 そうなると、これは成果に対する評価としてほんとうにAでいいのかどうかというのはちょっとクエスチョンマークがついてしまう可能性はあるわけですが、ぜひこれは今後も継続しながらのご指導をお願いしたいと思います。

なお、この働き方改革に関してちょうど今日、文科省から各都道府県に通知が出たはずなのですが、いわゆる教職員の勤務実態調査、これがこの8月、それから10月、11月、全国の悉皆ではありませんけれども、学校で行われるということで始まります。これは前回の勤務実態調査自体が平成28年度でした。

その平成28年度の実態調査がエビデンスになって、その後の議論が始まって、働き方改革の様々な通知が出たというその根拠になったものなんですね。今回、令和4年度、これの調査をかけて、次のそれに対してどういう施策が出てくるか、これは今後大きな国の流れになろうかと思いますが、先日、文科省の担当官と話をしたときに、来年の5月の連休明けには速報値を出したいと。令和6年3月、つまり令和5年度末には、きちんとしたその報告書、クロス集計も含めた分析をした結果を出したいということをおっしゃっていましたが、ただ、その結果が出てから施策を打ち出せば、2年、3年、当然タイムラグが起きてしまいますので、もうこれは既に結果が出る前からも同時並行で、次の新たな施策の検討については進めていくということをお聞きしています。

したがって、三鷹市の中でもどれだけ減っているのか、減っていないのか、何が課題なのか、もう明確にしながらやはり予算のこれからのことも出てきますけれども、次の手をぜひ先手を打ちながら、打っていただければなというのがこれは希望でございます。

私は以上です。

○貝ノ瀬教育長 伊藤さん。

○伊藤教育部長 今回の関係の学校の労安なんですけれども、つい先日、学校の労安の会議を開催しまして、その中では副校長であったり主幹であったり主任であったり教員であったりとか、そういった職層ごとの時間数も出していまして、そうした中でやはり副校長の時間がどうしてもならない。

そうしたことから、副校長業務支援員の拡充配置とか様々な対応もしているんですけれども、一つは、その会議自体でも、中学校の校長会の代表の方、小学校の代表の方それぞれ意見がありまして、部活動に対する意見もありましたけれども、まさに富士道委員がおっしゃるように、これから来年度の予算編成の時期ですので、具体的に対応可能な措置をしっかりとっていくこと。それから、今新しい働き方改革の話もありましたけれども、ここで学識の先生もおっしゃっているように、なぜ在校時間が目標になっていないんですかというところもありまして、実は一方で、令和2年は臨時休校があったり、イベントも少なかったり、令和3年も同様のところがあって、令和4年、ここからがイベントも再開してというところなので、今後その数値化、それを目標とすることについてもしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。

今、富士道委員からのご指摘は、全般的に目標自体が適切かどうかというような、そういうことに絡んでのご質問が多かったかなと思います。

総体的に私の受け取り方は、そういうこの目標と結果から見ると、ちょっと甘いのではないかなというようなご指摘ではなかったかなとご推察申し上げますけれど、典型的に言えば、A-R o o mの拡充などについても、ゴールは不登校の子がA-R o o mに来なくても、学校に率先して行けるようになったというふうになるのがゴールでしょうから、今回の令和3年度事業に対する点検・評価という点ではそのゴールが目標ではないのですが、しかし、それらも意識した目標の表現の仕方というの必要なというふうには、そうしないとA-R o o mに行っていれば不登校の問題は解消したとは言わないけど、改善しているのではないかなというだけで取られちゃうと、ちょっと市民の方も誤解するのではないかなというご指摘だろうと思いますよね。

働き方改革にしても、在校時間の管理などについても、3年度、4年度と、こういうふうに経年で比較していった場合にどうなのかというふうな、そういう観点からプラスの要素がちゃんと数字的にも押さえられているならば、胸張ってAだとなるんでしょうけど、そうでもないような印象であれば、ちょっとやはり甘いのではないかなとご指摘されるだろうと思います。

ここは、いいご指摘いただいていますので、次回は少しその辺はシビアに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○松原委員 よろしいですか。

○貝ノ瀬教育長 松原委員さん、お願ひします。

○松原委員 ありがとうございます。ちょっと素朴な疑問をまず教えていただきたいんですけども、点検・評価のこのフォーマット、例えば事業の背景・目的、令和何年度の取組について、今後の取組・課題とか、この取組についての目標、取組状況、事業評価、そこの進捗状況と成果というこのフォーマットというのは、これは三鷹市独自のものなのか、それとも、全国的にこういう共通のフォーマットみたいなものなのか、これはどういうものなんですか。そもそもこのフォーマットに若干ちょっと疑問があつての質問になるんですけども。

○貝ノ瀬教育長 宮崎課長。

○宮崎総務課長 フォーマットは三鷹市独自の様式で、各団体によってそれぞれ工夫がなされていると承知しております。

○松原委員 ありがとうございます。参考法令、出している2ページのところでですけども、法律に基づいてつくるものなので、この法律のどこの部分にどれが該当するののかというところが明確に合致するものでないといけないんだろうと思うんです。

この26条1項に求められているものは、事務の管理執行状況についての点検及び評価というのが前段、後段がその結果についての報告書となっているので、その二つがどこに当たるのかということが見えないといけないと思うんです。

私の読み方が意地悪いのかもしれないんですけども、例えば、その取組についてというところで、目標、取組状況とあるところが、例えば取組状況というところにその前段と後段の部分が混在していたりということがあのような気がしています。

また、事業評価というところで進捗状況と成果というのが、これを拝見していると、成果というのはこれをやろうというものについてやったというところのその課題、やるそのテーマについて、これをやったというところが達成したということの評価ということであれば、進捗状況評価と成果評価というのが二重評価になっているところはかなりあるような気がするんです。

そうすると、この進捗状況の評価と成果に対する評価というのは、何が違うのか明確に分かれないとこの二つを分ける意味がないので、そこはきちんと意識的に分けなければいけないんじゃないかというふうには思います。

具体的には、例えば目標とする事業を執行してみたところ、事業自体が終わったけれども、こういう課題が出てきたみたいなものって何かきっとあるはずなんです。例えばICTのところでは、学校だよりなどの配信を開始したというところについて、例えば学校ごとによって、その取組の濃淡とかがあったりするんだろうというふうには思います。

あとは、さっきお話があったような働き方改革のところで、在校等時間の適切な管理というところで、人によってやっぱりばらつきがあるというところがあったと思います。そういうのは、管理というターゲットは実施したという点では、達成したという評価でいいとは思いますが、その中に出てきた課題というところが、それが結果についての報告という部分だと思うんです。

そう考えると、そこを明確にちゃんと仕分をして、点検・評価というのは年度初めにターゲットを絞った、これとこれとこれをやりましょうというところについて、これとこれ

はやった、これはやり残したみたいな、そういうようなところについての評価というところで、そこはA、B、Cとかいうものでいいのかなという気もするんですが、結果に関する報告というところについては、これは恐らく言語評価、論説評価という部分になってくるのかなと本来の目的としては思います。

その後者のところについて、その成果に対する評価というS、A、B、Cというところに、こういうような分類の中に落とし込んでしまうと、事業実施の中で出てきた課題というところが抜け落ちてしまって、この中には取り込めなくなってきてしまうので、ちゃんと法の趣旨に即して、このフォーマット自体、これでいいのかというところとかそういう出てきた課題について、どこにそれを取り込むのかというところについて、項目の見直しということも、長い目で見たら考えてみていいのではないかなと思いました。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。大事なご指摘だと思いますよね。いわゆる計画について、こちらが計画を立てて、計画どおりにいったのかどうかということで見た場合の評価と、それから、しかし計画はうまく進捗上どんどん進んでいったんだけど、結果は十分じゃなかったということもあるだろうというご指摘ですよ。

何かみんな計画もいいし、結果もいいみたいなことで、おおむねいいんじゃないかという、これも、だからフォーマットの問題もありますけど、やっぱり甘い捉え方があるということも言えるだろうと思いますよね。

だから、手術は成功したけど、患者は亡くなったみたいな、極端な例えで言えばそういうふうなことになるので、特に成果に対する評価は文言のほうがいいとおっしゃってられているというのは、これは事務局としてはやりやすいのではないのでしょうか。

ここにも数字を求められると、さっきみたいに部分的に達していないのに、おおむねAとかということをする、なかなかちょっと無理がかかる。だから、文言で成果を示すというほうがいいのではないかなというように、ある意味じゃ助け船を入れていただいています、その辺の検討もしていきたいと思いますし、来年の改善に生かしていったらいいんじゃないかなと思います。

ほかの委員さんいかがでしょうか。感想でも結構ですので、何か一言ずつでもお願いできればと思うんです。畑谷委員、どうぞ。

○畑谷委員 個別最適化ということで、市の学力テストを今やっておりますよね。その結果の分析・活用が、その子どもの9年間を担っていくんだと思うんですけど、いつも学校訪問で、子どもたちがタブレット端末を使う様子などを見て、授業内容とは別に、タブレット端末の操作がすごい得意な子と、不得意というか、操作のやり方を隣に聞いたり、後ろに聞いたりする子といらっしゃるので、タブレット端末の操作が上手な子と、市のこの学力テストとの相対関係と言うんですか、そういうのは統計的にどのように見られているのかなということで、個別最適化につながっているのかなというのを評価が云々じゃなくてどのような形になっているのか、ちょっとお聞きしてみたいなと思いました。

○貝ノ瀬教育長 タブレット端末の操作技術の習熟と、それから、いわゆる学力と相関はあるのかなのか。一般的な評価と、それから、三鷹の学校ごとにそういうものが個別にあるならばということですけども、どうですか、指導主事さんあたり、その辺につい

て一般論としてでも結構ですし、また、三鷹の学校についてのそういうデータがなくても実感というか、経験的なものでもいいですし、どうですか。門田指導主事、どうぞ。

○門田指導課指導主事 門田でございます。タブレット端末の操作技術については、特に何かデータを取っているものではありませんので、あくまでもこちらは私の主観、経験からでありますけれども、特に操作技術といわゆる学力についての関係は、あまりそこまで関係はしていないのかなと感じております。

家庭環境によって、パソコンに習熟している堪能な児童もおりますが、そうでないご家庭もあり、それで非常に学習に能力が高い児童もおりますので、恐らくそこに関しては相関関係はそこまであるものではないのではないかというふうには認識しております。

以上です。

○畑谷委員 学校訪問で授業を見ていて、その操作するのに時間がすごいかかっている、授業内容どころじゃないような子も、ちょっと小学校なんかでは見られるんじゃないかなというのは感じるんです。先生方は恐らく授業のそのもの自体を見ていて、この子がどうやってタブレット端末を操作しているのかなというところまで、なかなか目が行き届いていないんじゃないかなというところは感じるんですけれども、そういうことはないんでしょうかね。

○貝ノ瀬教育長 授業におけるタブレット端末の使い方ということになるんだと思うんですけれども、引き続き門田さん、ありますか。

○門田指導課指導主事 基本的にそれほど高度な技術を要するアプリ等は使っているわけではありませんので、導入当初は、多少操作、時間はかかりますけれども、そうしたところを何度か使っていくうちに、徐々に慣れていくということは考えられるかなと思います。

○畑谷委員 分かりました、ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長 ただ、今のご質問は結構深い問題でありまして、これはタブレット端末の活用というのが、ほんとうに子どもたちの将来生きていく上での力になるのかどうかという問題提起というのは、あちこちでなされているんですね。

だから、学力の中身をどう捉えるかによるんだけど、思考力とか判断力とかそういうようなことに絞っていくと、端末操作に振り回されて、あちこちインターネットで調べているうちにもう時間が来ちゃったりなんかして、考えている暇がない。だから考えながら、いろいろな物事を考えて思考しながら操作をしているというような、そういう高度なことは大人でもなかなか難しいではないかと思うんですよね、一般的に。

そういう意味では、非常に難しい問題を含んでいるんですね。だから、これは道具としてと言うんだけど、授業の中で端末を操作すること自体にほとんど時間取られてしまうような授業だと、子どもはそこで技術的な訓練というか、そういうことだけで終わって、実際にそこで何も残らなかったというようなことにもなりかねないということもあるので、やっぱりこれは授業の在り方というか、タブレット端末を使った、道具を使った授業の在り方というのは、やっぱりよく考えていかなきゃならない。だから、これを学校任せだけ、もちろん学校は主体的にやっていかないとはいけませんけれど、教育委員会としても、そこについてはやはり様々な事例を集めながら、指導していく必要があるんじゃないかなと思

いますが、その辺何かお考えありますか。

○富士道委員 PISA調査も含めて国際学力調査というのは今全部CBTですよ。今後、国の学習状況調査についても、全てこれはもうCBTでやっていくんだという流れがあるわけですので、これからは学習の一つの教材、道具としてと同時に、今度はテストをやるときの道具としても、どんどん端末が使われていく時代になっていきますので、そういうものも含めてやっぱりその端末の使い方、また、授業での取り扱い、導入の仕方というのを検討していくことが大きな課題として出てくるんだろうなと思います。

○貝ノ瀬教育長 稲葉さんはどうですか、直近まで、つい数か月前まで現場で子どもを教えていた立場からするとどうですか。

○稲葉指導課指導主事 先ほど畑谷委員からあったように、授業の中で、タブレット端末の操作だけで時間を取ってしまうということは現実的にあるかなというところでもあるんですけども、ただ今、富士道委員からもあったように、経験をしっかり積んでいかなければ、ほかの教育の活動と同じで端末の操作技術は高まっていけないというところもあります。意欲的に学校がタブレット端末を活用していくということは大切だと思うんですけども、発達段階によって、アプリを活用する操作の難易度であったり、そういったところは、各学年によって少し考えていかなければならないかなというふうには思っておりますので、先ほどの報告の中にもありました、GIGAスクール研究開発委員会の中では、タブレット端末を活用した授業を各学年において、難易度であったりとか操作の種類または操作の数であったりとか、そういったところを精査しながら、各学年に合った、適したアプリ等を活用した授業を構成していくというところを今研究しているところではあります。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。今後の課題でもあるし、また、ずっと長い課題出しでもある。結局、みんな同じ学年にいる子どもたちの中に、習熟の違いが全然違うのは存在しているということですよ。そこで、授業を展開しなきゃならないという、非常に根本的な難しいところなんですけれども、でも、現場の先生方はその習熟度別に考えてみたり、個別な指導を試してみたり、いろいろ試行錯誤して何とか個別最適化ということの本質に迫ろうとして今頑張っているところだということで、ご質問のご趣旨は非常に深い問題があるということで、私たちもしっかり認識しながら、研究だけじゃなくて実際に実践につなげられるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

櫻井先生、何か一言でもいただければ。

○櫻井委員 今、畑谷委員の子どもたちのタブレット端末の習熟度のお話もありましたが、この27ページのICTの活用のところで、取組状況の中で、校務支援システム、保護者向けのアプリという話があって、今、どこの学校に行っても体温の入力がアプリで行えるようです。子どもたちはそういう操作をされるようになっていくんだけど、親は体温を入れたりするのはできるけれども、いろいろな情報を入力したりすることができない方に、先生方でも高齢の先生向けにトレーニングをやっているように、学校としてそういう苦手な、不得手な親御さんに、今後、学校だよりなどを使って、そういう機会をつくるということは必要なんじゃないかなと思いました。今、そういうことがスムーズに、体温の

入力や、今日はお休みしますといった学校への連絡が、全ての保護者ができているのでしょうか。昔の紙の連絡帳みたいなものではなくて、うまくできているかどうか。

○貝ノ瀬教育長 フェアキャストのことも含めて、田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 櫻井委員のおっしゃるとおり、全てがアプリでやってくださいとお願いしているわけではなくて、欠席連絡の場合だと、ご連絡を連絡帳ですとか電話ですとかということは従前からありましたので、今回の保護者連絡帳というアプリだけに連絡手段を限っているということではないですので、今でも電話とかで欠席の連絡をされているというのはあると思っています。

また、この保護者連絡帳アプリのところで、学校だよりの機能を使って今まで紙だったものを電子化できるような形の仕組みを整えていますけれども、やはりこれにつきましても保護者によってデバイス、例えばスマートフォンをお持ちじゃないとか持っているとかということもありますので、スマートフォンを買ってまでこのアプリを入れなければいけないということではなくて、利便性を含めた形で選択ができるような形で、学校にはご案内するようにお願いをしています。

そういう意味では学校側からすると、希望すれば今までどおり、従来どおり紙でお配りをするという対応をしていると聞いておりますので、やはりこの辺につきましても、我々の事務の効率化というところよりは、保護者の利便性のために提供しているものだと認識しておりますので、選択をしていただければと思っていますところでは。

○櫻井委員 今はそれでいいと思いますけれども、今後の取組として、端末を活用したいろいろな手続きに保護者が慣れていって、もっとスムーズに、迅速にいろいろなことを学校に伝えられるというふうにしていくためには、そういった機会をつくるということも、学校としては必要なのかなと思ったのでご質問しました。

○貝ノ瀬教育長 これも非常に深い問題で、いわゆる教師の側のデジタル格差とでも言うのでしょうか、そういう課題もありますが、同時に家庭でのデジタル格差、これが結局は子どもの学力の格差につながっていくのではないかとというような、言外にそういう意味のご質問だと思うんですが、そういうのをどうやって埋めていくのかというご質問で、非常に悩ましいところですが、松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 今のご指摘はもっともなところだと思います。

保護者が、子どもが使っているタブレット端末というのはどんなふうに使することができるのかとか、あるいはスマートフォンにも行きますけれども、校務支援のシステムの中ではタブレット端末に行くものもあったりするというのもあって、実はコミュニティ・スクール委員会の中でもいろいろな議論がなされています。

その中で、おおさわ学園では、学校公開がない土曜日に保護者の皆さんに呼びかけをして、子どものタブレット端末を持って学校に集まってください、そこでこのタブレット端末を使って、どんなことができるのかといったこと、実際に一緒にやってみましょうという機会を小学校単位で2回設定して、この夏に行うということになっています。ちょっと好事例ですので、様々なところに広げていければなということで、今具体的な中身について確認をさせてもらっているところです。

○貝ノ瀬教育長　ほかの人はいいですか。教育委員会としては、先生方というか、学校には、家庭にタブレット端末を持ち帰るようにしていますけれど、ご家庭の親に使い方を聞かなければタブレットが使えないというふうにしないでくれと指導しているんですよね、教員たちにはね。そこをちゃんとおっしゃってくれないと、そうやって、子どもたちに学校でちゃんと使い方をマスターしてもらおう。

だから、田島課長が努力して早めにタブレット端末は入れたけれども、しかし、学校にはすぐに配らないで研修の期間を間に置いた。先生方に徹底して使い方をマスターしてもらおうという、そういうことの上で家庭の子どもにお渡ししたということで、できるだけそういうこの家庭の保護者の習熟によって格差がつかないように、そういう配慮をしないと、これはほっとくとますます格差が出ていっちゃいますから、ですから、そういう努力を重ねているという、そういう今最中ですね。ありがとうございました。

ほかの委員さん、富士道委員。

○富士道委員　学識経験者の知見の活用というこの別冊について、1点質問なんですが、木幡先生の意見書の40ページが一番下、11番、児童・生徒数の増減への適切な対応というところの一番最後に、「小学校における35人学級編制が実現されることを期待する」という表現があるんですが、これを読んでいくと、三鷹では、子どもたちの人口がこれから増えていく、だから、教室増に対して様々な今後検討していくんですよという趣旨の流れの中で、最後に小学校における35人学級編制が実現されることを期待するというとちょっと何か独り歩きしてしまうと、間違った意味になっちゃいますよね。

つまりこれも既に標準法の一部改正が行われて、この7月からは小学校2年生からもう35人学級をスタートして、順番にやっていって令和7年度に最後6年生まで全て35人学級にしていくというのはもうこれ決まっているわけで、残念ながらまだ中学校は決まっていませんけど、したがって、これも既に35人学級編制はもう法律的には改正されて、実現を今始まっているので、このまま配られてしまうと、ちょっと違う趣旨になってしまうと私は心配をしているんですが、いかがでしょうか。

○貝ノ瀬教育長　伊藤部長。

○伊藤教育部長　ご指摘のとおりでして、もう35人学級編制は令和7年度までに小学校6年生、段階的にというのが決まっていますので、ちょっと先生とも相談してみたいと思うんですけども、先生の書かれた趣旨は、教育委員ですからお分かりだと思うんですけども、要は、このまま学校規模が増え、学校が増えていくと35人学級できない可能性もあるからしっかり学校の確保とかそういうことをしてほしいという趣旨で書かれているんですけども、すぐ誤解される可能性があるということですよ。

○富士道委員　私はそうだろうと思ひまして、ですから、例えば学級編制がスムーズにとか何かそういう表現でないと、まるで何かやっていないからこれからと、市民が読んだときに誤解が生じてしまったら、これは木幡先生に申し訳ないなと思います。

○伊藤教育部長　分かりました。ちょっと調整をします。

○貝ノ瀬教育長　35人の学級の教室が確保できるように。

○伊藤教育部長　ストレートに書けばいい。

○富士道委員　　そういう意味ですよ、これはそういうことですよ。

○貝ノ瀬教育長　　だから、ちょっとした表現のところでしょうけれども、そこを調整して後でまとめといてくれますか。ほかにかがですか。

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第22号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）については、一部文言の調整はあるとしても、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○貝ノ瀬教育長　　ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について

○貝ノ瀬教育長　　日程第2、議案第23号を議題といたします。

（書記朗読）

○貝ノ瀬教育長　　提案理由の説明をお願いいたします。高松部長、お願いします。

○高松教育部理事　　それでは、議案本冊の5ページをお開きいただけますでしょうか。

この議案は、現在の三鷹市文化財保護審議会委員の任期が本年7月5日をもって満了となりますので、委員の委嘱についてお諮りするものでございます。

5ページに記載のとおり、委嘱年月日は令和4年7月6日、任期が令和6年7月5日までの2年間となっております。

根拠法令につきまして、7ページをお開きください。文化財保護法及び三鷹市の条例を掲載しております。文化財保護法第190条第1項に、市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができると規定されております。

この法の規定に基づきまして、三鷹市文化財保護条例の第45条で、教育委員会に文化財保護審議会を置くことを規定しております。また、第46条では、審議会の所掌事務としまして、文化財の保存、活用に関する重要事項の調査審議、また、教育委員会の建議を規定しております。

第48条で、審議会について、委員8人以内をもって組織をすること、第49条で、委員は文化財に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱すること、第50条で、委員の任期を2年と定めております。

候補者につきまして、6ページの名簿をごらんください。それぞれ文化財関係の様々な専門分野の学識経験者の方となっておりますが、今回定数8人のうち2人の方が新任、6人の方が再任となっておりますので、お二人の新任の候補者の方について、個別にご説明を申し上げます。

新任のお一人目が、上から3段目のマリオン・ウィリアム・スティール先生で、国際基督教大学の名誉教授でございます。名簿の表記としては、スティール、マリオン・ウィリアムということで、国際基督教大学の先生方、ファミリーネームを先に、カンマで区切って表記をするというような取扱いがあるようで、名簿でもそのような表記とさせていただいております。

専門が近代日本史で、ローカルヒストリーからグローバルヒストリーということテーマにされて、まずは地域の具体的なものを見つめて考えることを大切にされておられます。三鷹市で推進をしております、三鷹まるごと博物館にも深い理解を寄せられておまして、これまでも様々な講座、また、情報誌への寄稿などをお願いしてきたところでございます。三鷹まるごと博物館事業のさらなる充実に、ご活躍をいただけるものと考えております。

新任のお二人目が、下から2段目の日高慎先生でございます。東京学芸大学教授で考古学、特に古墳時代を専門とされております。

三鷹市では、天文台の構内古墳、また、都の指定文化財の出山横穴墓群8号墓をはじめとしまして、古墳時代の遺跡・遺物も多く見つかっております。それら文化財の調査、保存、活用へのご助言、また、講座などにご活躍をいただけるものと考えております。

それ以外の6人の方につきましては、再任でございます、現在もそれぞれの専門分野からご提案、ご助言をいただきまして、三鷹市の文化財行政にご尽力をいただいております、引き続き候補者とさせていただきます。

私からご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第23号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第24号 三鷹市指定有形文化財の指定について

○貝ノ瀬教育長 日程第3、議案第24号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。高松部長。

○高松教育部理事 それでは、議案第24号につきまして、11ページをごらんいただけますでしょうか。

この議案は、明治6年建立の石造馬頭観音供養塔について、三鷹市文化財保護条例の規定に基づきまして、三鷹市指定有形文化財に指定をするというものでございます。

この件につきましては、5月31日開催の教育委員会定例会におきまして、文化財の指定に当たりまして、あらかじめ教育委員会から文化財保護審議会に諮問することについて、議決をいただいたところでございます。

諮問の結果、このたび文化財保護審議会から答申をいただきましたので、その答申を踏まえて、指定有形文化財に指定することについて、お諮りするという内容となります。

答申について、12ページをお開きください。こちらが審議会からの答申文でございます、審議会で審議、検討を重ねた結果、当該資料の保護及び活用のため、条例第6条第1項に規定する三鷹市指定有形文化財に指定すべきであるとの結論に達したとの答申とな

っております。

13ページ以降、具体的に答申内容について記載をいただいておりますが、基本的に、諮問の議案の際にご説明した内容と同様のものとなっております。

改めて1の共通事項ですけれども、(1)の名称は、明治六年銘、明治6年建立の石造馬頭観音供養塔1基、付としまして、威徳院というお寺に奉安された位牌1基について、関連資料等本体と併せて文化財指定をして守っていくという付としております。

(5)の建立年代が明治6年、1873年の4月で、(8)所在場所は、新川二丁目にあります威徳院境内でございます。

諮問の議案の際もご説明させていただきましたとおり、この石造物につきましては、令和2年度に、文化財保護審議会委員でもある専門家による調査を行ってございまして、本答申内容にも記載されている内容が分かってまいりました。

この間、審議会でも調査結果の共有をいただき、審議会委員の皆様からも、幕末から明治後期の地域の様子を伝える貴重な資料ということで、市の文化財に指定をして、市民誰もが見学できるように公開、活用すべきとのご意見をいただいていたというものとなっております。

2の当石造物の特徴についても、先の諮問の際と同様の内容を記載させていただいております。

この石造馬頭観音は、塔身の後面に4人の人物名が刻まれた異例のものであること、また、名が刻まれた4人は、地域で悪事を働いていた盗賊と伝えられていること、そして14ページ、(2)の関連史資料としまして、石造馬頭観音に盗賊の名が刻まれるに至った経緯等について、古文書、三鷹吉野泰平家文書に記載があるほか、名主から、地元の威徳院に奉安された位牌について、表面に石造馬頭観音に刻まれた4名の被供養者の戒名が刻まれてございまして、本石造物を建立した時期に、当該事件に関わった地域住民の思いを示す貴重な資料とすることができるというようなことを記載しております。

14ページが一番下に、3として指定理由を記載しております。

この石造物は、江戸幕府の崩壊から明治新政府への政権交代期の政情が不安定な状況の中で起きた盗賊殺害という不幸な事件に関連して建立されたもので、現存する古文書は、その建立の原因を明らかに裏づけ、また、位牌はその事件に関わった当事者の思いが推考できるものであること。

このため、幕末から明治初頭にかけて、地域の治安が極度に悪化した時期に起きた不幸な出来事に対しまして、それに関わった村民たちが後年に至り死者を悼み、供養するという敬虔な祈りの姿があったことを想起させ、地域社会における民衆の歴史を理解する上で極めて貴重な文化財であるということができること。

以上が、市指定有形文化財の指定理由となります。

15ページの5としまして、該当する市の指定基準を掲載しております。

歴史上又は文化史上重要な事象等に関する遺品のうち、学術的価値の高いもの又は三鷹市と周辺地域の歴史にとって重要なものとして、歴史資料という区分に該当するものとしております。

16、17ページには、本石造物と付と位牌の写真を掲載しております。

また、18、19ページでございますが、こちらは条例の規定に基づきまして、所有者に交付する指定書の案となります。当該文化財の特徴を示す事項ということで、ご説明させていただいた内容について、要約して記載しているというものとなります。

また、20ページですけれども、参考法令としまして、三鷹市文化財保護条例のうち、有形文化財の指定に係る部分の抜粋、また、21ページには、三鷹市文化財の指定及び登録基準について、指定有形文化財に係る部分の抜粋を掲載しております、このうちの第1、一番下の(6)が該当するというので掲載をさせていただいております。ご参照いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。以上で提案理由の説明を終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

この由来というか、経緯を聞くと、そういう人たちに対して村人が供養するというか、そういう祭るというか、ある意味では、日本の伝統的な文化の一つでもあるのかもしれないですね。

よろしゅうございますか。ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第24号 三鷹市指定有形文化財の指定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩させていただきます。再開は午後3時半といたします。

午後3時24分 休憩

午後3時27分 再開

○貝ノ瀬教育長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第4 教育長報告

○貝ノ瀬教育長 引き続き、日程第4 教育長報告に入ります。

まず、教育部長、お願いします。

○伊藤教育部長 それでは、お手元にお配りしている一般質問通告一覧という資料をごらんいただきたいと思います。

令和4年第2回市議会定例会、いわゆる6月議会での一般質問についてご報告いたします。今回の一般質問は7党派13人の議員さんから、教育長に対する質問がありました。

初めに、No.1、令和山桜会の池田有也議員です。通学路の合同点検の実施経過を踏まえた対応状況と今後の対応方針について、保護者への情報発信を含め、質問がありました。

対応状況としては、62か所の点検箇所のうち60か所で改善を実施済みで、残りの2か所についても対応の方針を確定していること。それから情報発信については、市ホームページや学校だよりのほか、保護者会等でも周知している旨を答弁しました。

次にNo.3、同じく令和山桜会の伊東光則議員です。コロナ禍や社会情勢を背景とした児

童・生徒の心のケアについての質問でした。子どもたちの心の健康が心配される状況にあるとの認識の下、日常の見守りや定期的なアンケートの実施等によりまして、子どもたちの悩みや不安を丁寧に把握し、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携した組織的な対応を図っている旨を答弁しました。

次に、No.4、同じく令和山桜会の渥美典尚議員です。姉妹都市、友好市町村等との交流状況についての質問です。

友好市町村である長野県川上村との交流について答弁したところですが、その他の姉妹都市、友好市町村との交流につきましては、正直あまり多くはないところでありまして、今後在り方を検討していきたいという旨の答弁をいたしました。

次に、No.7、自由民主クラブの宍戸治重議員です。大学の知的・人的・物質的資源の活用現状と課題についての質問です。

学生教育ボランティアや地域未来塾の学習支援員など、大学生に協力をいただいていること、また、令和3年度に設置したスクール・コミュニティ推進会議には、杏林大学など市内の3大学に参加いただいていることなどを説明した上で、今後の学校3部制においても大学の力をお借りしていきたい旨、答弁したところです。

No.8、同じく自由民主クラブの伊藤俊明議員です。大きく2点ありましたが、学校給食における市内産農産物の利用率向上については、市内産野菜を最大限学校給食で使用できるよう、大きさの加減や形状などの新たな規格を検討していること。また、三鷹中央学園の3校を食育研究校に指定しまして、取組を進めることを答弁しました。

また、学校教育における東京2020大会のレガシーの継承につきましては、今後も継続させる活動を学校2020レガシーとして教育課程に位置づけ、全校で取組を進める旨を答弁したところです。

次にNo.10、公明党の粕谷稔議員です。児童・生徒の体力低下についての質問でした。いわゆる体力テストの結果では、コロナ禍前の令和元年と比較しまして、令和3年度では体力の低下が見られました。

これは全都平均でも同様なんですけれども、三鷹の児童・生徒は東京都平均よりも体力の低下が見られた。こうしたことから、各学校が体力向上の全体指導計画を作成し、体育の授業だけではなく、教科横断的に取組を進めていく旨を答弁したところです。

次に、No.12、民主緑風会の高谷真一朗議員です。高山小の児童増加に伴う対応についてのご質問です。

今回の高山小学校、実施日を3日に分けて運動会を実施した。このことを例示しつつ、現状の認識と今後の対応についてお尋ねになりました。現在の敷地内で、これ以上の増築は困難なこと、児童数に対して校庭が狭く、運動会など教育活動にも工夫が必要な状況であるという認識を示した上で、今後の対応としては児童数及び学級数についてより精度を高めた将来推計を行うとともに、児童数の増加が継続すると見込まれる場合には、適正な学習環境の確保に向けた検討を進める旨を答弁したところです。

次に、No.13、同じく民主緑風会の谷口敏也議員です。中学校における部活動指導員・指導助手について、それから教員の負担軽減の効果、人財確保の現状と課題、学校3部制

と部活動との関係などについて質問がありました。

答弁ですが、特に、休日の部活動や技術指導の質的向上などで一定の効果があること。課題としては、平日の時間帯に指導に当たることができる人財が不足していることなどを答弁しました。

また、今後の拡充については、部活動の地域移行を考える中で、部活動指導員の在り方についても検討が必要なこと、学校3部制等の関係においては、第2部の中心的な活動であり、部活動の在り方検討委員会の中で検討を進めていくという旨の答弁をしたところで

す。次に、No.14、同じく民主緑風会の岩見大三議員です。首都直下地震への対応として、小・中学校の施設の耐震性、それから児童・生徒の避難行動について、保護者等の連絡体制についての質問でした。

小・中学校の施設につきましては、耐震化率100%を達成していること。また、児童・生徒につきましては、多様な場面や状況を想定した避難訓練等を実施していること。

保護者との連絡体制については、震度5弱以上の地震が発生した場合には、保護者への引渡しを原則とし、連絡体制の確保の周知を図っていることなどを答弁したところで

す。次に、No.15、同じく民主緑風会の小幡和仁議員です。学校3部制を目指す中で中学校を地域ケアネットワークの拠点としてはどうかという質問がありまして、ご要望があれば協力していく旨の答弁をしました。

また、スクール・コミュニティの実現に向けて、現在、市民参加でまちづくり協議会で活躍しているメンバーをスクール・コミュニティでも活躍をいただければというお尋ねでした。こちらもぜひご活躍いただきたい旨、答弁をしたところで

す。次に、No.16、日本共産党の前田まい議員です。大きく2点ありました。1点目は、都立校入試におけるスピーキングテストについて、反対の立場からのご質問。2点目はランドセルを指定していないこと等を周知すべきとの内容です。

答弁ですが、スピーキングテストについては、市教委として肯定的に捉えていることを答弁した上、テストの概要等を示した生徒用リーフレットを配布し周知していること。学校の事務負担については、都教委も最小限となるよう検討していることなどを答えたところで

す。2点目のランドセルについてですが、ランドセル以外のかばんを使用できることの周知を徹底していく旨の答弁をいたしました。なお、本件については、6月10日付でランドセル以外のかばんを選択できることなどを保護者や入学予定者の方に周知いただきたい旨、小学校長宛てに通知を発出したところで

す。次に、少し飛びまして、No.22、いのちが大事の野村羊子議員です。

国立天文台周辺のまちづくりについてですが、羽沢小学校が移転した場合、通学距離が増大することへの対応について。羽沢小と大沢台小が統合した場合には、今の落ち着いた教育環境等が失われるとの懸念の声がある。このような問題意識からのご質問です。

答弁としては、仮に羽沢小を移設した場合には、国立天文台周辺地域土地利用方針案にもあるとおり、スクールバスの運行等について検討する必要があるという認識。また、統

合については今後の議論によるものですが、様々な整備の可能性が考えられること。いずれにしても市民の皆さんのご意見をしっかりと聞きながら、よりよい計画にすることが重要であるという旨の答弁をいたしました。

最後にNo.24、都民ファーストの会の山田さとみ議員です。PTAへの伴走型支援として、いつでも相談できる窓口と体制について。PTAが抱える課題に向き合うため、全保護者への意識調査等の実施をとという内容の質問でした。

相談については、第一義的には学校長に相談いただきたいこと、また、教育委員会においては、教育政策推進室が各校長と連携し、伴走支援していくことを答弁しました。

また、調査については、今年度、PTA連合会がアンケート調査を実施する予定と聞いておりますので、まずはその取組に注目したい旨の答弁をしたところです。

一般質問の内容については、以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。では、各課に参りましょうか。総務課から行きましょう。宮崎課長。

○宮崎総務課長 それでは、24ページ、25ページをごらんください。24ページの行事の実績等報告でございます。ごらんいただいているとおりになんですけれども、6月20日に市議会の文教委員会が開催されました。

その中で、5月の文教委員会において審査があった請願、三鷹市立小中学校の教育現場におけるコロナ感染対策の実施についてというものが継続審査となったため、今回6月の文教委員会で再度学校におけるマスク着用の現状説明を行いました。

結果といたしましては、文教委員会では全員反対となりました。本会議は6月30日にあったんですけれども、こちら、反対多数で不採択という結果でございます。

行政報告といたしましては、運営方針と目標の報告と、令和3年度三鷹市立小・中一貫教育校評価検証報告についての報告をいたしました。また、7月4日には、第一小学校の学校訪問を行いました。ご出席ありがとうございました。

続きまして、25ページの予定等の報告でございますけれども、7月13日に第一中学校の学校訪問があります。また、7月25日から28日までの予定で監査委員によります令和3年度の決算監査が予定されているところでございます。なお、7月25日には歳入を、7月27日には教育部の歳出を予定しております。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 教育センター、田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 26、27ページをお開きください。

まず、26ページの実績報告ですけれども、6月10日から29日までの平日の14日間、教育センター3階の第三中研修室で教科書展示会を開催いたしました。

また、学校施設関係の工事につきましては、大規模改修工事としまして、第五小学校のⅡ期工事、第二中学校のⅠ期工事、空調設備改修としましては、第一小学校のⅠ期工事、高山小学校のⅢ期工事、また、トイレ改修工事としまして、南浦小学校、大沢台小学校、第六小学校ふじみ校舎等で行う予定でいます。いずれの工事にいたしましても、夏季休業期間中を中心に行うこととしております。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 学務課、久保田課長。

○久保田学務課長 学務課長の久保田でございます。28ページと29ページをごらんください。

28ページでございます。6月27日に学校保健総会を開催いたしました。総会后、眼科医の先生を講師として招きまして、オンラインで子どもたちの視力、特に近視についての講演をしていただいたところでございます。出席者といたしましては、オンラインの参加を含め23名の方にご出席をいただいたところでございます。

続きまして、29日から7月7日にかけて、学校給食の放射性物質検査を13校で実施しております。残りの9校につきましては、2学期に実施を予定しているところでございます。

続きまして、29ページです。7月13日に三鷹産野菜の日として、市内産野菜を使ったメニューによる給食を行い、市内農産物の利活用推進を図ってまいります。

その他、報告事項は記載のとおりでございます。以上です。

○貝ノ瀬教育長 総合教育相談室、星野課長。

○星野学務課教育支援担当課長 30ページ、31ページでございます。まず、実績報告からでございます。

こちらに記載のとおり、通級支援委員会、就学支援委員会も進んでいるところでございます。就学支援委員会については、今年度第1回目、第2回目で、現在、教育支援学級(固定制)の小学校6年生が、中学校に向けてどのような進路を進んでいくかというところで審議したものになります。また、研修会も、こちらに記載のとおり開催をしております。

特に15日、29日、校長先生また副校長先生を対象にした教育支援研修会では、WISCという発達検査があるんですけども、そちらの日本版を作成している大六先生という方を講師にお呼びして、実際に検査結果の具体的な状況だったり、そのお子さんのクラスの状況等を紹介していただきながら、クラスでの困り感についてどういうふうな支援をしていくかというところで、すごく具体的なご指導をいただいて、校長先生、副校長先生方もすごく高評価をいただいた研修となりました。

続いて31ページの行事予定についてです。本日、通級支援委員会、19名のお子さんの審議を行いました。以下、夏に向けてまた26日、27日の就学支援委員会については、来年度、小学校1年生に上がってくる子どもたちの審議も進んでいく予定になっております。

総合教育相談室からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 指導課、長谷川課長。

○長谷川指導課長 指導課、32ページをごらんください。まず、行事实績等報告でございますが、6月1日、探究学舎との授業づくりに関する連携協定を締結いたしました。その内容は東京新聞、J:COMで報道がございました。

続いて13日から24日にかけて、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査、

こちらは分散実施で行っていましたが、小学校4年生、中学1年生を対象にした今年度の調査はこれで終了いたしました。

そして、小学校自然教室でございますが、右側の33ページには南浦小学校、明日から出発予定となっておりますが、今年度は延期することなく、予定どおり実施でき、南浦小学校をもって全て終了することができそうです。感染対策をしながらの行事でしたが、学校からは児童にとって大変有意義な行事になったという報告がたくさん寄せられております。

そして、その他といたしまして、ヤングケアラー調査の結果について、担当の門田指導主事から報告をいたします。

○貝ノ瀬教育長 では、門田さんお願いします。

○門田指導課指導主事 それでは、私から三鷹市立小・中学校におけるヤングケアラー調査結果について報告をいたします。A3の2枚とじてあります資料をごらんください。

本調査は、喫緊の課題となっている小・中学校におけるヤングケアラーについて、三鷹市の実態を把握するために、三鷹市立小学校5・6年生全児童及び中学校の第1学年から第3学年全生徒を対象として実施をいたしました。

アンケートによるウェブ回答としまして、回答につきましては、個人が特定できないように配慮するとともに、質問がプライバシーに関するデリケートな内容となるため、回答は任意としまして、回答したくない児童・生徒には回答を強要しないように配慮をいたしました。

実施につきましては、令和4年5月18日から6月17日の期間に実施をし、全児童・生徒数の73.2%に当たる6,011件の回答がありました。

資料1枚目の左側、ヤングケアラーについてをごらんください。ヤングケアラーにつきましては、本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであり、一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、この図で示しました「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」の図のように紹介をされております。

本調査は、ヤングケアラーの実態を把握することとともに、児童・生徒及び教員がヤングケアラーについての理解を深める目的もあることから、各学級において図で示された内容を担任が読み上げて、その後、確認してアンケートを実施いたしました。

次に、調査の結果についてです。資料1枚目の右側、2 調査の結果をごらんください。

「①家族の中に、あなたがお世話している人はいますか」という設問に対して、「いる」と回答した児童・生徒は、全体の6%になりました。校種別に見ますと、小学校で「いる」との回答は8%、中学校では5%になりました。この割合が、ヤングケアラーの人数を表したものであると一概に判断することはできませんが、注視していく必要のある児童・生徒が、本市におきましても学級に1から2名程度はいることを示唆しているものと考えられます。

なお、こちらの数値につきましては、中学校2年生を対象としました全国調査及び小学校6年生を対象とした、同じく全国調査の回答でも同じような傾向が見られました。

資料2枚目、1枚目の裏面になります。こちら、2枚目以降につきましては、それぞれの設問に対する回答の結果をまとめてあります。回答の集計方法が異なる③の設問以外、左側には三鷹市の結果、右側には小学校6年生を対象に実施されました全国調査の結果を載せております。市と全国では、調査対象や調査方法が異なるため、単純に比較できるものでありませんが、回答項目の傾向が把握できるため、参考として示しております。

2枚目右側、「お世話をしていることで、経験したことがありますか」をごらんください。

お世話をしていることで、「学校を休んでしまう」、「遅刻や早退をしてしまう」、「宿題や勉強をする時間がない」と回答している児童・生徒が複数見られます。家族の世話を過度に担うことで、これらの子どもたちは、学校生活に影響を及ぼしてしまっていることが分かりました。

また3枚目の右側の6番の項目、「お世話の悩みを聞いてくれる人はいますか」及び7番の「学校や周りの大人にしてほしいことはありますか」の項目をごらんください。

お世話の悩みを誰かに相談したことがない人のうち、30.4%に当たる100人がお世話の悩みを聞いてくれる人はいないと回答しました。また、学校や周りの大人にしてほしいこととして、71人が「自分のことについて話を聴いてほしい」と回答しています。学校のことについて、悩みを抱えている児童・生徒の声に寄り添える学校体制を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報共有し、支援を図っていくことが必要だと考えられます。

本調査結果につきましては、市内小・中学校ともに情報共有し、特に配慮を要する必要があると考えられるケースにつきましては、6月に各学校において実施をしましたふれあいアンケートも活用しながら、丁寧に対応するよう指導いたします。

また、ヤングケアラーは家庭における要因が大きいため、学校や教育委員会だけではなく、子ども家庭支援センターりぼん等の関係機関とともに連携を図りながら、子どもの健全育成に向けて対応を図ってまいります。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。大変貴重な調査をしてもらいました。大変だったと思いますが、ほんとうにありがとうございました。これをどうこれからにつなげていくかということが問題だと思います。よろしくお願いします。

では、引き続き。

○松永総合教育政策担当部長 それでは、教育政策推進室からです。34ページ、35ページをごらんください。実績報告です。

6月3日にコミュニティ・スクール委員会の会長・副会長連絡会を実施いたしました。今年度最初の会議になります。コミュニティ・スクール委員会同士の横のつながりということと、この会につきましては学校3部制のモデル校として今実施しております第六小学校の藤原校長先生から、第六小学校で今行っていることということで、CSの会長、副会長さんを対象に、プレゼンテーションをしていただきました。

また、28日になりますけれども、三鷹のこれからの教育を考えるワークショップ「教員による政策提言」ということで第2回目が行われました。こちらは各学校から代表の先

生1名お集まりいただき、これはこの後、また2月になると思いますけれども、具体的な政策提言をしていただくという、そういう会でございます。

今後の予定です。35ページをごらんください。7月8日金曜日、今年度第1回目のスクール・コミュニティ推進会議を行います。こちらは様々なスクール・コミュニティに向けて市内の関係団体の方々お集まりいただきまして、スクール・コミュニティに向けた取組について、ここで協議をさせていただきます。

それから一番下になります、22日金曜日です。三鷹のこれからの教育を考えるワークショップ、先ほどのは各学校1名の代表なんですけれども、こちらは学園単位で、学園の全ての先生に参加をしていただいたの熟議を、この夏季休業日の間に実施します。

ここでは、三鷹のこれからの教育を考える研究会の最終報告、これからの三鷹の施策といったことについて、先生方が熟議をしていただく中で意見等も吸い上げながら、先生方の意見をくみ上げた上で、次の教育ビジョンに生かしていきたいという取組になります。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 図書館、大地館長。

○大地三鷹図書館長 36ページ、37ページをごらんください。

まず、実績でございますけれども、6月16日に図書館協議会定例会をさせていただきます。

また、7月1日から、電子雑誌サービスの提供を開始させていただきました。記載はないですが、6月30日まで、「みたかとしょかん図書部！」主催のしおりコンテストを行っておりまして、216件のお申込みがございました。7月10日の図書部の定例会で、入賞作品を決める予定になっております。

また、予定でございますけれども、7月21日から、「中高生におススメ！POP大賞」をまた開催させていただくことになっております。

一番下でございますけれども、7月18日に、祝日開館の試行ということで、ハッピーマンデーに開館をしまして、翌火曜日に休館をさせていただく予定でございます。

今年度は、ハッピーマンデー対応の試行を2回させていただく予定になっておりまして、記載はございませんが、9月19日のハッピーマンデーも開館をして、翌日火曜日を休館させていただくことになっております。また、7月26日から8月5日までは、東部、西部、南部という通常5時で閉館させていただいております三つの分館について、7時まで開館時間の延長もさせていただくことになっております。こちらも試行でございます。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 スポーツと文化部、高松部長。

○高松教育部理事 それでは、スポーツと文化部からご報告させていただきます。

38ページ、行事実績等報告につきまして、中段、6月20日月曜日、三鷹市文化財保護審議会の現任期最後の定例会を開催しております。先ほどご審議をいただきました、市指定有形文化財の指定に係る答申についての協議とともに、現任期の最後に当たりまして、市への提言書の提出をいただいております。

その提言書について、本日、席上に配付をさせていただいております。内容は、後ほど

ごらんいただければと思いますけれども、三鷹まるごと博物館事業の将来にわたる恒常的かつ魅力的な運営についての提言ということで、3ページまでが提言となっております。市域全体を博物館として事業を展開しております三鷹まるごと博物館の活動に一定の評価をいただくとともに、今後の恒常的な運営に向けて、理念、機能等を定める条例などの規程を制定して、その事業拡充を図ることについてのご提案というような内容となっております。5ページ以降にも、資料として、各審議会委員それぞれの提言なども掲載をされているというものでございます。

それでは、議案資料の本冊、38ページの行事実績等報告にお戻りください。

38ページの下から2段目ですけれども、7月2日土曜日には、三鷹まるごと博物館の交流会として、かるたを作ろうというワークショップを開催いたしました。来年度にかけて、かつて三鷹でも話されていた多摩弁、三鷹弁を使いながら、三鷹にある文化財、また、歴史の見どころを紹介するようなかるたの作成を予定しております。三鷹で話されていた言葉ですとか、また、地方の方言かるたなどを紹介するとともに、参加された皆さんから、市内のいろいろなお勧めのスポットなどに係る読み句のアイデアを出し合って発表いただいたということで、今後、本年度中に読み句とかるたの内容をまとめていきたいと考えております。

続いて右側39ページ、行事予定等報告につきまして、上から3行目、7月11日月曜日には、三鷹市文化財保護審議会の新たな任期、1回目の定例会を開催しまして、委嘱状の交付、正副会長の互選等を行う予定でございます。

また中ほど、7月23日土曜日ですが、わさび保全の取組報告会「わさびサミット」と記載をさせていただいております。こちら生涯学習センターで、オンライン併用で開催を予定しておりますが、大沢の里古民家で保全に取り組んでおります三鷹大沢わさびについて、江戸時代に食材として流通していた当時のままのDNAの特徴が残る貴重な在来種であることが分かってきております。この三鷹大沢わさびと同様に、在来種の保存に取り組む日本各地の団体等と交流をして、オンラインも交えて取組を発表いただき、日本の固有種、わさびの食文化の継承、また、保存について考えるきっかけとするものでございます。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 大変お待たせしました。平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課です。実績ですけれども、6月6日月曜日、2022みたかスポーツフェスティバル実行委員会ということで、10月9日の日曜日に向け準備を進めております。

中段でございますが、6月22日の水曜日、第31回三鷹市民駅伝大会実行委員会ということで、こちらも11月27日の開催に向けて準備をしております。

7月2日の土曜日ですが、第10回綱引き交流大会、8チームのご参加をいただきました。おやじの会等を中心としたチームのご参加でございました。

次に、予定でございますけれども、7月22日の金曜日に三鷹市スポーツ推進審議会、改選を迎えて初めての審議会を新たな任期ということで開催する予定でございます。

お手元にお配りさせていただきました東京2020オリンピック・パラリンピック等三

鷹市レガシー創造方針というものを6月に策定いたしました。簡単にご説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。こちら1番で、レガシー創造方針の策定の経過というところで、市民等の連携会議でございました地域連携会議が、今年の2月に大会のレガシーに関する提言というものを市にご提出いただきましたので、これを受けて、三鷹市としてレガシー創造方針を策定したものでございます。

2番目のところ、レガシー創造方針とスポーツ推進計画の関係でございますけれども、次期のスポーツ推進計画に向けた方針として位置づけて、取組を進めるものでございます。

3番目がレガシー創造方針の中身になりまして、七つの項目について大きくは方針を定めております。先ほどの地域連携会議からの提言では、(1)番から(6)番までの提言をいただいたところでございます。

1番目がスポーツ実施率の向上を通じた健康都市づくりの推進。2番目が子どもの感動体験、オリンピック・パラリンピック精神に関する学びの充実ということで、教育委員会と学校と連携して実施する事業になります。3番目が障がい者スポーツの普及、障がい者理解の推進となります。4番目がチリ共和国ホストタウン事業の積極的な展開。5番目が新型コロナウイルス感染症対策の検証と対策を踏まえたオンライン等を活用したスポーツの普及。6番目が、大学生がボランティアとして継続的に活躍できる枠組みの創設などスポーツ・健康分野における大学との連携強化、スポーツボランティアの充実。最後の7番目が、三鷹ゆかりのトップアスリートやプロスポーツチームの応援と連携の推進というところで、こちらにラグビーワールドカップ2019のレガシーということが含まれているところでございます。

次のページ、第2章以降でございますが、今ご説明させていただいた七つの項目ごとに、同じような構成で事業等を記載しておりまして、この3ページにつきましては、スポーツ実施率の向上を通じた健康都市づくりの推進ということで、四角囲みのところが、今後の取組の方向性というところで記載がございまして、そしてその下、米印で令和4年度の主な取組ということで記載している構成になっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。以上で報告は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

高松さん、このわさびサミットですけれども、日本固有のわさびと言うんですけれども、僕らが今ふだん食べているわさびよりは辛いんですか、それとも辛くない、どういう味なんですか。味わう機会はあるんでしょうか。

○高松教育部理事 味については私からお答えすることができなくて申し訳ないんですけれども、ほとんど流通しているのは栽培種というようなものでございまして、私どもでふだん研究等でお世話になっている学識の先生のほうで、DNAの研究などもしております、三鷹大沢わさびが、江戸時代に食用で流通していた在来種、日本固有の在来種であるという特徴を持つことが分かってきたというものになります。

○貝ノ瀬教育長 では、辛いのかもしれないですね。

○松原委員 辛いらしいです。僕も説明聞いたことがありますけど、国内産、育っているのは少ないから食べさせてもらえないですけども、味自体は辛いらしいです。ふだん出回っているのは輸入のものだから、全然味が違うんです。

○貝ノ瀬教育長 分かりました。今後、市販されるんですかね。

○高松教育部理事 まだまだ食文化の継承というには課題がいろいろあるかなと思ってます。まずは栽培ができていくかどうか、そこから取りかかるというような状況ではございません。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。委員の皆様、いかがでしょうか。

畑谷委員、お願いします。

○畑谷委員 28ページの学務課さんにお尋ねします。6月2日に武蔵野市・三鷹市合同結核対策検討会とあるんですけど、私、今まで気がつかなかったのかもしれないんですけど、毎年行っていることなのか、今ここへ来て流行しているのか、この辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○貝ノ瀬教育長 久保田課長。

○久保田学務課長 こちらにつきましては、毎年行っている事業となっております。

以前は保健所が武蔵野、三鷹にそれぞれあったのですが、今は統合されてしまったことを受けて、武蔵野市と三鷹市と保健所、3者で一堂に会して、結核検診の中で判定が進んで要検討が必要なお子様だったり、教職員の方も含めてなんですが、患者さんについて合同で検討するという会を持ち始めたという形で毎年実施をしているところでございます。

○畑谷委員 失礼いたしました。なぜ気になったかと言いますと、今、私が住んでいる地域の中で、私が知っているだけでも3人の方がこれになって、入院されている方がいらっしゃるんですよ。皆さん高齢者なんですけれども、子どもたちの間でもはやっているのかどうか。現実的にこの検討会を開いた結果、どのような内容が報告されたんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 分かる範囲で、久保田課長。

○久保田学務課長 今回の検討会につきましては、前年と比べて大きく患者が増えている傾向が見られるといったような報告については、上がっていなかったという形で認識しております。

○畑谷委員 ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長 ほかの委員さん、いかがですか。櫻井委員。

○櫻井委員 一般質問の通告一覧の中で、2ページの市内産野菜のところなんですけど、先ほどの学校給食の充実と市内産野菜の活用というところでも関係しているんですけども、この市内産野菜の新規格の設定ですけども、学校給食に使える規格というのはどんな規格があるんでしょうか。ちょっとそれは前から気になった。

○貝ノ瀬教育長 久保田課長。

○久保田学務課長 学校給食の現場におきましては、限られた時間の中で大量の調理を行いますので、調理機械の導入が進んでおります。そうしますと例えばキュウリであれば、ある程度の長さや大きさは平気ですが、曲がり角度が大きいと機械がそこで止まってしま

うというところで、一定の規格を設けているところでございます。

ただ、それぞれにある程度曲がったキュウリでも、事前にそれが学校に届くということが分かっている場合には、調理員の手仕事による下処理によって、野菜として活用することができるというところがございますので、それについて生産者の方と栄養士の方がそれぞれちょうど先月、6月28日の日に、JAの三鷹農協に集まりまして、具体的に直接野菜を見ながら、これはこうすれば使えるから学校に納品していただいても大丈夫ですという形で、目合わせの会を行って規格について確認をしたところでございます。

数値的な規格もありますが、現場では重さが規格よりも1グラムでも少なければ全く使えないかというところではなくて幅がありますので、そこについて生産者と栄養士で、なるべく市内産の野菜について給食に使えるようにという形で、規格の緩和の目合わせを先月行ったというところになります。

以上です。

○貝ノ瀬教育長　いかがですか。

○櫻井委員　ありがとうございます。あともう一つ、そのことについてなんですけど、どこの学校に行っても栄養士さんが市内産野菜を使っていますよ。以前には、今回は市内産の使用量が少なくてとかというご発言があったこともあるんですけども、今は各学校が市内産野菜をなるべく使いましょうということで、活用を進めていると思うんですけども、やっぱりその規格に合った生産量がもう各学校で取り合いになっちゃうんじゃないかなというような、そんなことはないんですか。

○貝ノ瀬教育長　久保田課長。

○久保田学務課長　市内産野菜の学校給食に対する使用割合ですが、令和元年につきましては7.9%の市内産野菜の活用がございました。令和2年で15.3%、令和3年で17%という形で、徐々に右肩で用量を増やしているところでございます。

生産量につきましては、これは所管としては農業委員会ですので、農林費にも関わってくるのですが、学校給食として使用するための農産物の作付をどのように確保して拡充していくのかというところの施策について、農協と協力をしながら、その方向について検討及び実践をしているところだと聞いております。

○伊藤教育部長　若干補足をさせていただきますと、従来は例えば南浦小学校だったら、こことこの農家が協力農家としてという形だったんですけども、今JAさんが全体を取りまとめて、南浦小で使うジャガイモであっても、北野の農家の方が納品したりとか、その収穫時期、献立によって、JAさんがある程度調整してくれるようになったことと、協力農家に限らず今学務課長がお話したような、一定のお金をお支払いして、そうした一般の農家の方にも協力していただいているというのはパイが広がったということもありますので、今調整はかなりうまくできるようになりつつあるということです。

○貝ノ瀬教育長　よろしゅうございますか。

○櫻井委員　よく分かりました。

○貝ノ瀬教育長　ほかの委員さん、いかがですか。

それでは、日程第4、教育長報告を終わります。

以上をもちまして、令和4年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時12分 閉会